



令和7（2025）年度

光市立島田中学校 いじめ防止基本方針

島田中 S L P 宣言

笑顔の輪を広げ、学校に居場所がある
「さびしさ0、いじめ0」の学校をめざすため以下のことを宣言します。

- 一つ、学校の友達を宝物にしよう。
- 一つ、自分がされて嬉しいことを周りの人にしよう。
- 一つ、感謝の気持ちを素直に伝え合える
人間関係を築こう。
- 一つ、来るのが楽しくなるような学校を目指そう。
- 一つ、絆を深め、笑顔の絶えない学校を築こう。

令和7年4月7日改定

令和 7 (2025) 年度 島田中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

国においては、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、同年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」を定めた。そしてこの基本方針を踏まえ、山口県は平成 26 年 2 月に「山口県いじめ防止基本方針」を、光市は同年 6 月に「光市いじめ防止基本方針」を策定した。

こうした中、本校においても「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、いじめの防止・根絶に向け、「光市立島田中学校いじめ防止基本方針」を策定し、以降、国や県、市の動向、学校を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、本方針を継続的に検証、改善し、いじめ防止やいじめに起因する不登校の未然防止に向けた取組を組織的に推進するとともに、一人ひとりを大切にす教育の一層の充実を図ることとする。

II いじめの防止等のための基本的な事項

1 基本的な方針

いじめ問題については、子どもたちを加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。とりわけ学校においては、誰もが安全・安心を共有でき、共に成長しあえる教育環境の実現が重要になることから、学校はその責務を自覚し、家庭や地域、関係機関等と連携・協働して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応など、いじめ根絶に向けて継続的に取り組んで行く。

(1) いじめに対する基本的な認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、すべての生徒が安全かつ安心して学校生活を送り、多様な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをめざして全校体制で進める。

その際、すべての生徒をいじめに向かわせない取組とともに、いじめを認識しながら放置されることがあってはならないこと、また、いじめは、それを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることなどについて、児童生徒が十分に理解できるように留意する。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然と対応し、粘り強く指導する。
- ④ 家庭との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第 2 条に基づき、いじめは次のように定義する。

いじめとは、学校に在籍する生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる

ものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの具体的な態様

具体的ないじめの態様には、以下の枠内のようなものがある。また、いじめは「日常的衝突としてのいじめ」、「教育課題としてのいじめ」、「重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ」の三つに大きく分類することができるが、たとえ「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返す、多くの者が集中的に行うなどにより、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることから、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応する。具体例として「いじり」と言われる行為は、いじめとの境界が不明瞭であるが、受けた側が苦痛を感じれば「いじり」や「からかい」もいじめと認識して対応するものとする。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる …など。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動などの所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の重圧を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成できるようにする。

(4) いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である3(1)の「いじめ対策委員会」において行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(5) いじめが解決された状態等について

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、両者を含む生徒の関係の修復を経て、双方の当事者や周囲の全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものである。いじめの解決、解消については、

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為がない状態が少なくとも3ヶ月（目安）継続している。
- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた。

…この二つの要件が満たされているときにいじめが解消している状態と考えられるが、「解消している」状態に至った場合でも日常的に注意深く観察するとともに、すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような

集団づくりを進めていく。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめを根絶するためには「いじめは絶対に許されない」との認識の下、未然防止の観点から家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな心、確かな学力等の「生きる力」を育むことができるようにする。

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自らが行動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳や特別活動を通して、規範意識やよりよい集団のあり方等について学習を深める。
- ③ 学校生活等の悩みの解消を図るため、スクールカウンセラー等専門家の協力を得る。
- ④ 教職員の言動がいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実やいじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底等に努める。
- ⑦ 地域や関係機関等と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見・早期対応

① 早期発見

いじめは、潜在化し、表面化しにくい場合も少なくないことから、生徒の小さな変容に関わるすべての大人が共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、看過したり隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知できるようにする。

- | | |
|---|---|
| ア | 生徒の声に耳を傾ける。
・生活アンケート調査 ・個別面談 ・定期教育相談 ・FIT |
| イ | 生徒の行動を注視する。
・チェックリスト ・ネットパトロール |
| ウ | 家庭と情報を共有する。
・連絡ノート ・電話連絡 ・家庭訪問 ・PTA 会議 |
| エ | 地域と日常的に連携する。
・地域行事への参加 ・関係機関との情報共有（教育委員会と連携したネットパトロールの実施等） ・地域ボランティア活動への参加 |

② 早期対応

いじめを認知した場合は、迅速かつ丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって一刻も早く安全・安心な学校生活となるよう、必要に応じて関係機関や外部専門家等とも連携しながら、いじめが確実に解決されるまで粘り強い対応を行うとともに、解決後もきめ細かく見守りを行うなどの支援を継続する。

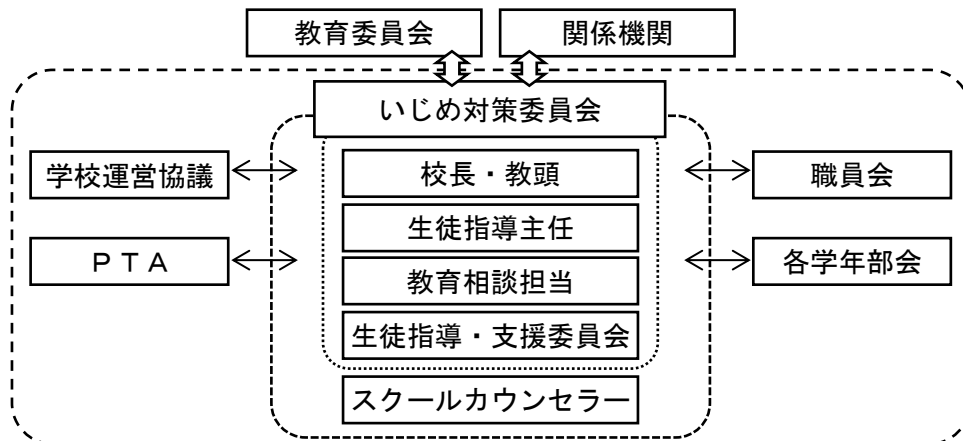
- ア いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- イ 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ウ 学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- エ いじめを行う生徒に対しては行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- オ 法を犯す行為に対しては、早期に警察に相談し協力を求める。
- カ いじめが解消した後も、家庭と継続的な連絡、支援、指導・助言を行う。
- キ 積極的に関係機関との連携を図り、情報共有と公開を進める。

3 いじめの防止等に向けた取組

(1) 組織的な指導体制・いじめ対策委員会の設置（いじめ防止対策推進法22条）等

組織的ないじめ対策の中心組織として、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育校内コーディネーター、各学年主任、各学年生徒指導担当、保健主任（養護教諭）、スクールカウンセラー（※）から構成される「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて学校関係者や外部専門家等の参画を得ることとする。

当該委員会は、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組をより実効的に行う組織とする。具体的には、いじめの相談窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報収集を行う役割、いじめに関係する生徒への事実関係の聴取や指導・支援、保護者との連携等の対応を行う役割を担う。



※ 「いじめ対策委員会」は、生徒指導委員会、学年主任会等を兼ねて週1回程度実施。

※ スクールカウンセラーは拡大いじめ対策委員会に参画。

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めなければならない。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人権を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体をとおして、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自らが行動できる道徳教育や特別活動の充実を図る。

② 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のためには、生徒の規範意識を醸成する取組が重要である。このため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」などについての指導を充実し、生徒が集団生活や社会生活において、守るべき規範に基づき、主体的に判断し、行動できるようにする。

③ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての行動の仕方等を学ぶため、地域の清掃活動、地域行事や福祉施設等でのボランティア活動、ふれあい体験等、社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

特に生徒の主体的な取組である「いじめ撲滅宣言 (Smile Link Project: S L P)」に、島田中学校区の4小学校及び、家庭・地域と連携しながら取り組む。

【いじめ撲滅宣言 (Smile Link Project)】

笑顔の輪を広げ、学校に居場所がある「さびしさゼロ、いじめゼロ」の学校を目指すため以下のことを宣言します。

- 一、 学校の友達を宝物にしよう。
- 一、 自分がされて嬉しいことを周りの人にしてあげよう。
- 一、 感謝の気持ちを素直に言い合える人間関係を築こう。
- 一、 来るのが楽しくなるような学校を目指そう。
- 一、 絆を深め、笑顔のたえない学校を築こう。

Ⅲ いじめの防止等のための具体的な事項

1 未然防止のための具体的な取組

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめを根本的に解決し、未然に防ぐためには、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導や教育相談の推進が重要であることから、生徒の状況等について日常的に教職員間で情報共有に努める。

- 積極的に校内研修会を実施し、教職員の資質能力の向上を図るとともに、教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
- すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、生徒のよさや可能性を引き出す開発的な支援に努めるとともに、生徒の不安や悩みなどを受け止める教育相談体制の充実を図る。
- 生徒全員を対象とした定期的な教育相談を充実させるとともに、形式的な実施だけでなく、日常的な雑談等、心のふれあいを重視する。
- 登校、朝読書、昼休み、下校時等、可能な限り生徒とふれあう機会を増やし、生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係を構築する。また生活ノート「こころ」や生活アンケート等を通じて生徒理解に努める（生活アンケートは担任（学

年) →管理職→生徒指導委員会と情報共有し5年間保管)

- P T Aやコミュニティ・スクール、島田川協育ネット等、家庭・地域と連携し、一層、開かれた学校づくりを推進する。また、小中一貫教育の一層の促進に努め、小中学校間の情報共有や生徒への切れ目のない支援体制を構築する。
- 週1回の「生徒指導委員会(兼いじめ対策委員会)」実施による、情報共有と学校全体での組織的な取組を進める。また、いじめに関連する指導記録を保存するとともに、学年進級時等に引き継ぐ。
- 電話相談窓口などの周知を図る。

【指標】

- ① 学校評価アンケートにおける「あなたは分からないことや困ったことがあったときに相談できる大人が学校にいますか」の肯定的回答の割合
 - ・ 令和7年度(後期): 100%に近づける
(令和7年度新規の質問項目)
- ② 学校評価アンケートにおける「先生方は、あなたのことに親身になって対応していますか」の肯定的回答の割合
 - ・ 令和7年度(後期): <生徒> 97.0%以上 <保護者> 94.0%以上
(令和6年度の肯定的回答の割合 <生徒> 92.6% <保護者> 89.2%)

(2) 学校の教育活動をととした取組

いじめを未然に防止するために、学校における全ての教育活動をととして、生徒が互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重する中で、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを進めていく。

そのため、生徒自ら考え、判断し、表現する学習活動をととして、互いに学び合う授業づくりに努めるとともに、道徳教育を中核とした心の教育を推進する。また、他者の思いを大切にすることなどの思いやりの心を醸成するため、様々な体験活動の充実を図る。

- ・ 表現活動、言語活動の充実、道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動等の推進による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・ 総合的な学習の時間や多様な体験活動等により、魅力を感じられる楽しい学校の創造
- ・ 授業についていけないことがストレスにならない一人ひとりを大切にした授業展開
- ・ 保健指導や教育相談、GHP等で、ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・ 自己有用感や自己肯定感を高めるために、一人ひとりが活躍でき役に立てる機会の提供
- ・ 道徳の授業における人権意識を高め、人権感覚を磨く授業づくりと、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度の育成
- ・ 異年齢集団活動、自然体験活動、SH P(島田ハッピープロジェクト)、「島田川っ子サミット」や「ピカピカデイ」などの島田川協育ネットの活動などの推進による思いやりの心や地域を愛する心の育成
- ・ インターネット上のいじめや拡散した画像は被害者一人にかかわらず多大な被害を与えることを理解させる情報モラル教育の実施

【指標】

- ① 学校評価アンケートにおける「あなたは仲間や周囲の人たちを尊重し、協力して生活をしていますか」の肯定的回答の割合
・ **令和7年度（後期）：100%に近づける**
（令和6年度同様の質問項目への肯定的回答の割合 99.2%）
- ② 学校評価アンケートにおける「あなたは学校で好きなことや得意なことを生かす場がありますか」の肯定的回答の割合
・ **令和7年度（後期）：75%**
（令和7年度新規の質問項目）
- ③ 学校評価アンケートにおける「あなたは楽しく、安心して学校生活を送っていますか」の肯定的回答の割合
・ **令和7年度：〈生徒〉100%に近づける〈保護者〉100%に近づける**
（令和6年度肯定的回答の割合〈生徒〉97.1%〈保護者〉95.8%）

2 早期発見に関する具体的な取組

○ 具体的な取組

- ・「誰にも相談できない生徒がいるかもしれない」との視点を持ち、日常の観察や生活ノート「こころ」の記述、1週間ごとに実施する生活アンケート等により、総合的に内面の変化をとらえる。
- ・いじめが潜在化、偽装化していることも考えられることから、日常の会話などをおして、生徒が発するサインを鋭く捉える。
- ・生徒全員を対象とした教育相談を充実させることで、積極的に生徒の悩みをとらえる。
- ・教育相談においては、生徒の話を最後までしっかりと傾聴するとともに、話の内容を教職員が真剣に受け止め、誠実で前向きに対応する。
- ・生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・悩みを抱える生徒が、他の生徒のことを気にすることなく相談できるよう、落ち着いた雰囲気づくりに努める。

3 いじめに対する措置の具体的な取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 対応する上での留意点

- ① いじめを受けている生徒、保護者への対応
 - ・いじめを受けている生徒のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示す。
 - ・いじめの事実を認知した際には、直ちに状況を把握・整理し、できるだけ早期に保護者に正確に伝え、保護者の心情に寄り添いながら、誠意をもって対応する。
- ② いじめを行っている生徒、保護者への対応
 - ・当事者だけでなく、周りの生徒からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把

握する。

- ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
- ・本人に内省を促し、相手の気持ちを理解することにより、再びいじめを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導を行う。
- ・当該生徒への指導・支援の在り方を保護者とともに考え、今後の学校生活における人間関係の再構築を図る。

③ 周りの生徒への対応

- ・「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努める。
- ・いじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に相談するように指導する。いじめを報告してきた生徒に対しては、その勇気と態度を称賛し、当該生徒を守るために、秘密を厳守し、特定されないよう配慮する。

④ いじめのアフターケア

- ・「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに潜在化・偽装化したいじめが継続している場合もあるため、関係した生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

(2) 当事者への教育相談の在り方

① いじめを受けている生徒に対する教育相談

- ・いじめを受けている生徒に対しては、精神的に安定し自信をもつことができるよう、生徒の抱える辛さや苦しさに全面的に共感し、寄り添うようにする。より高い専門性が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携する。

② いじめを行っている生徒に対する教育相談

- ・いじめを行っている生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが必要である。いじめている生徒の中には、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを他者に向けていじめという形で発散させていることもあるため、生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行う。より高い専門性が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携する。

(3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応

① 初期対応

- ・インターネット上の掲示板サイト、いわゆるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のネットいじめについては、実際に掲示板サイトやSNS上の書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておく。

② 関係機関との連携

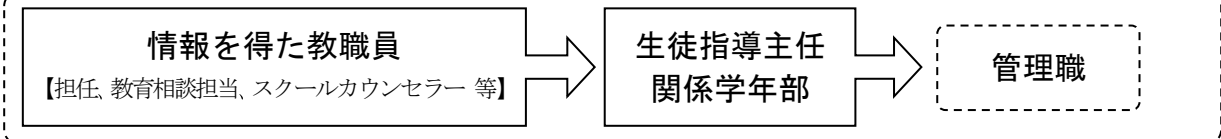
- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーや少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。悪質な事案等については、警察と連携し、問題の早期解決に努め、被害の拡大を防止する。

いじめ事案対応フロー図

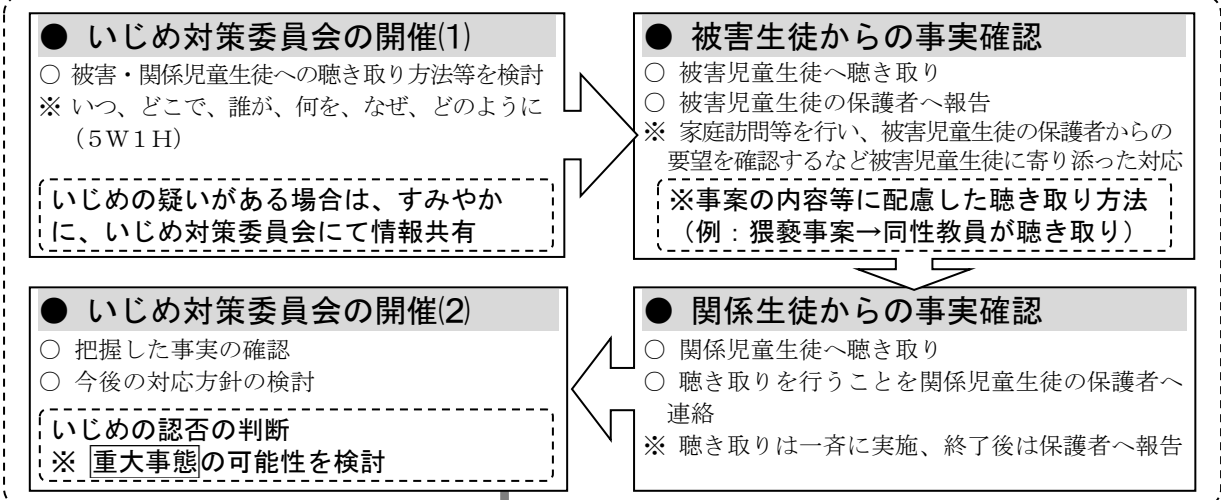
① 情報入手

- 【内部情報】 児童生徒及び保護者からの訴え、生活アンケート、教育相談、日常の観察 等
【外部情報】 地域、関係機関 等

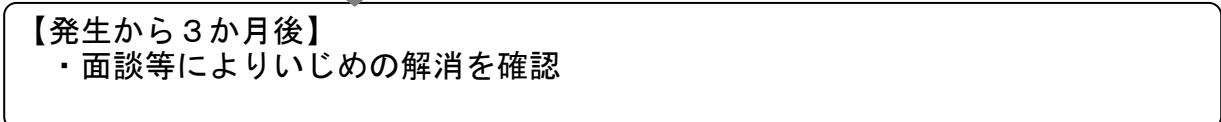
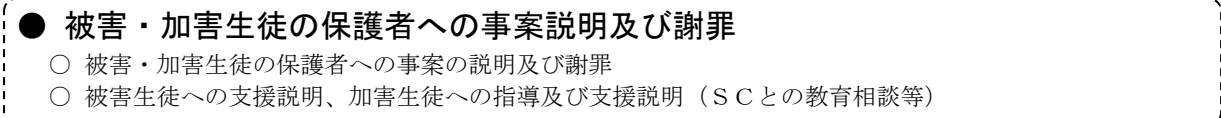
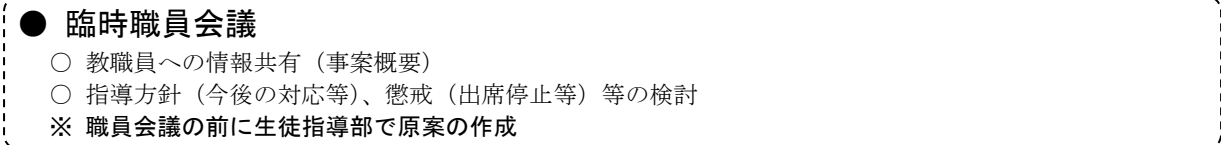
② 情報共有「一人で抱え込まず情報共有」



③ 事実確認・方針検討



④ 対応・経過観察



Ⅳ 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは以下の場合をいう。(いじめ防止対策推進法 第28条)

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、以下のようなケースを想定する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・生徒が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な障害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会と学校で協議し、重大事態と認識する。

(2) 重大事態の判断・報告

- ・事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報を収集し、事実関係を整理したうえで、いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」で協議し、重大事態であるか否かを判断する。判断に当たっては、教育委員会と学校で十分な協議を行うものとし、当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに教育委員会に報告する（重大事態対応フロー図による）。

(3) 重大事態発生時の対応

- ・重大事態が起こった場合は、いじめを受けた生徒はもとより、関係のあった生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、保護者の理解と協力を得たうえで、教育委員会と協議し、一日も早く安全・安心な学校生活を取り戻せるよう、学校機能の回復に向けた最善の方策を講じる。

○ いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒への対応にあたっては、該当生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該生徒をいじめから守り通すことが必要であることから、緊急避難としての自宅待機、相談室での学習等の対応を検討する。

○ いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒への対応にあたっては、いじめを受けた生徒を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を得ながら、毅然とした対応（個別指導、出席停止等の懲戒等）を行う。

重大事態対応フロー図

■ いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有。
- いじめの事実の確認を行い、結果を光市教育委員会（学校教育課）へ報告

■ 重大事態の発生

- 教育委員会へ重大事態の発生を報告
 - ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（自殺の企図等）
 - ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日目安。一定期間連続して欠席している等の場合は、迅速に調査に着手）
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

教育委員会が重大事態の調査と主体を判断

学校を調査主体とした場合

教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応に当たる。

● 学校に重大事態の調査組織を設置

※ 「いじめ対策委員会」の構成員を中心とし、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

● 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定よりも客観的な事実関係を速やかに調査する。学校が先行して調査している場合も、調査資料の再分析や、必要に応じた新たな調査を実施。

※ 学校に不都合があったとしても事実に向かって向き合う。

※ アンケートを実施する際は、いじめを受けた生徒や保護者に提供することを念頭に、調査対象の生徒やその保護者に説明する。

● いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告）

※ 関係者の個人情報に十分に配慮する。（いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らない）

● 調査結果を教育委員会へ報告

※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校を調査主体とした場合

● 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

V 共通重点実施活動

(1) 共通重点実施活動 1

いじめ問題の早期発見を可能にするため、週1回のアンケートを実施する。いじめに限らず、学校生活に不安や不満を抱えている生徒を的確に把握することで、即座に個別の相談を実施する。また、不安や不満の解消を図る過程において、いじめに発展する可能性のある事案を早期に発見し、防止・解決へとつなぐことができるようにする。

- ① 毎週水曜日に生徒指導主任が生活アンケートを作成し、朝学習の時間を利用して、各学級で統一的にアンケートを実施する。
- ② アンケート内容を担任が確認し、生徒指導主任と相談して対応する。緊急の場合はいじめ対策委員会で対応する。
- ③ 管理職が全生徒分を確認し、5年間保存する。
- ④ 毎週行われる生徒指導委員会で、生活アンケート及びいじめ等の情報を共有し、全校体制で取り組む。
- ⑤ 必要に応じていじめ対策委員会が関係機関と連携し、迅速に対応する。

(2) 共通重点実施活動 2

生徒のいじめ問題の防止・解決に向けた主体的な取組として、年度当初の学級活動において、いじめ問題を取り上げ、生徒一人ひとりが行動目標を設定し、その目標を公表して実践行動化して取り組む。具体的な行動目標については発達段階に応じて、人間関係を円滑にする実践項目（思いやり）やいじめ問題に直接関わる実践項目など、具体的な目標を設定する。中間評価を行う、年度末には振り返りの場を設けるといった振り返り活動を実施し、その過程で次年度の目標に活用する。

VI その他の重要事項

国や県、市の基本方針等が見直された際、あるいは、「いじめ対策委員会」が見直しの必要があると認めるときは、この方針をより効果的なものに改訂する。そのため、本方針を評価・検証・改善しながら、積極的にいじめ対策に資する取組を行うよう努める。

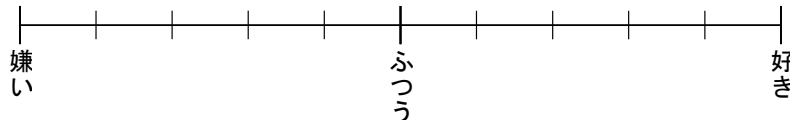
■ 生活アンケート（例）

生活アンケート（令和 年 月 日実施）

保存期間：5年
保存場所：保管庫

（ ）年（ ）組（ ）番 氏名（ ）

- ①（１）現在のあなたは自分自身のことをどう思っていますか。ここと思う部分に●をつけましょう。



- （２）その理由を書いてください。

- ②（１）今、あなたは「いじめ」や「いじり」で嫌な思いをしていますか。どれかに○をつけましょう。

している どちらとも言えない していない

- （２）「している」「どちらとも言えない」に○をつけた人は、内容を下の口の中に入れてください。「していない」に○をつけた人は、下の言葉を口の中に入れてください。

「出来るか出来ないかわからぬ時は、出来ると思って努力せよ」三宅雪横

- ③（１）学校生活や家庭生活などでの「いじめ」や「いじり」に関する情報を知っている。または嫌な思いをしている人を知っている。どれかに○をつけましょう。

知っている どちらとも言えない 知らない

- （２）「知っている」「どちらとも言えない」に○をつけた人は、内容を下の口の中に入れてください。「知らない」に○をつけた人は、下の言葉を口の中に入れてください。

「足踏みしても、クツは減るぜ。」吉田勝

- ④（１）最近、その他の問題があった。現在、悩み事や困っていることがある。また、問題があった人、悩み事や困っていることがある人を知っている。どれかに○をつけましょう。

はい どちらとも言えない いいえ

- （２）「はい」「どちらとも言えない」に○をつけた人は、内容を下の口の中に入れてください。「いいえ」に○をつけた人は、下の言葉を口の中に入れてください。

「人生はかけ算だ どんなにチャンスがあっても、君が「ゼロ」なら、意味がない」326

- ⑤ ここには書けないが、相談したいことがある。どちらかに○をつけましょう。

ある ない

「ある」に○をつけた人は次の誰に相談したいですか？ 下のいずれかに○をして下さい。

担任 顧問 養護教諭 （ ）先生 スクールカウンセラー その他

- ⑥ 新しい学年になりました。新年度のあなたのテーマソングを教えてください♪（誰の何という曲か）